

川崎市介護支援専門員連絡会会則

【名 称】

第1条 この会の名称は「川崎市介護支援専門員連絡会」とする

【連絡会の所在地】

第2条 本会の事務局を神奈川県川崎市中原区上小田中3-2 2-1 0 杉浦ビル3階に置く

【目 的】

第3条 本会は、介護支援専門員の資質の向上と、相談しあえるネットワークづくり、行政等他機関・他団体との連携を推進し、地域社会の保健・医療・福祉の向上に寄与することを目的として、次条の事業を行なう

【事 業】

第4条 介護支援専門員の資質の向上を期するための各種研修事業の開催

- 2 介護支援専門員に関する、各種会議運営への協力
- 3 市内外の関係団体との交流並びに意見交換会等の開催
- 4 その他、前条の目的を達成するための各種事業

【会 員】

第5条 川崎市内で介護支援専門員の実務を行っている者

- 2 川崎市内在住で介護支援専門員資格を有する者
- 3 川崎市内地域包括支援センター職員
- 4 その他役員会で認める介護支援専門員資格を有する者

【入 会】

第6条 会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとする。会長は、その者が第3条の目的に賛同する者と認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない

- 2 会長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって入会申し込み者にその旨を通知しなければならない

【会員の権利】

第7条 会員は総会に出席し発言する権利を有する

【会員の義務】

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない

- 2 既納の会費及び拠出金は返還しない

【退 会】

第9条 本会の会員は、次の場合には退会したものとする

- (1) 本人からの申し出
- (2) 死亡
- (3) 1ヶ年以上の年会費の滞納

【表 彰】

第10条 本会の会員は、次の場合に表彰される

- (1) 永年にわたり功績のあった者
- (2) 名誉ある実績のあった者
- (3) その他、前項に該当されるとみなされる者

【役員・幹事の定員】

第11条 本会の役員は会長・副会長・各区代表幹事・その他役員会で認めるものとする

- 2 役員の数員は、会長1名、副会長3名を含む概ね12名とする
- 3 各区は副代表幹事1名及び幹事を置く

【役員・幹事の選任】

第12条 各区幹事及び代表幹事・副代表幹事は会員の中から選出する

- 2 会長は役員会で選出し総会で承認する
- 3 副会長は会長が指名し、総会で承認する

【役員・幹事の職務】

第13条 会長は、本会を総理する

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは代行する
- 3 役員は役職を分掌し会務の執行を図る
- 4 各区の会務は副代表幹事が統括し、幹事は会務を分掌する

【役員・幹事の任期】

第14条 役員・幹事の任期は、2ヶ年とする。但し、再任は妨げない

- 2 任期満了後も後任が就任するまでは継続するものとする
- 3 任期中に欠員が生じた場合の後任は、会長が指名し、次期総会で承認を求める。
後任者の任期は、前任者の残任期間とする

【会議の種類】

第15条 本会の会議は、総会、及び役員会とし、会長が召集する

【会議の開催】

第16条 総会は、毎年度初に開催する

- 2 臨時総会は、役員が必要と認め、会長が召集する
- 3 役員会は、随時開催する

【総会】

第17条 総会は、会員の2分の1以上の出席をもって成立する

- 2 総会の議事は出席者の過半数で決する
- 3 総会の議長は、総会に出席している会員の中より選任する
- 4 総会の議事については、議長は議事録を作成しなければならない
- 5 議事録には総会議事の結果を記載し、議長及び議長の指名する2名の総会に出席した会員、会長がこれに署名捺印しなければならない

【役員会】

第18条 役員会は、会長・副会長・各区代表幹事・その他役員会で認めるもので構成する

- 2 役員会は、議案を付して会長が招集する
- 3 役員会は、役員2分の1の出席をもって成立する
- 4 役員会の議長は、会長が務める

【執行役員会】

第19条 執行役員会は、会長・副会長・その他役員会で認めるもので構成する

- 2 執行役員会は、議案を付して会長が招集する
- 3 執行役員会は、執行役員2分の1の出席をもって成立する
- 4 執行役員会の議長は、会長が務める

【総会の審議事項】

第20条 次の事項は、総会の決議を経なければならない

- (1) 事業報告並びに収支決算
- (2) 事業計画並びに収支予算
- (3) 会則の変更
- (4) 会費の額
- (5) 役員を選任並びに承認
- (6) その他、総会の決議を必要と認められる事項

【役員会の審議事項】

第21条 次の事項は、役員会の決議を経なければならない

- (1) 総会に提出すべき事項
- (2) 事務執行に関する規定
- (3) その他役員会に於いて必要と認められる事項

【執行役員会の審議事項】

第22条 次の事項は、執行役員会の決議を経なければならない

- (1) 役員会議題案の作成
- (2) 事業全体の調整
- (3) 緊急時の課題対応

【部会及び係と委員会】

第23条 本会に、部会及び係と委員会を置くことができる

- 2 部会及び係の解任は役員会の決議による
- 3 委員会の設置は役員会の決議による

【経 費】

第24条 本会の経費は、会費及び寄付金その他で賄う

【会計の管理】

第25条 本会の会計は、会長・副会長が管理する

【会計監査】

第26条 会計監査は総会で選出し承認する

- 2 会計監査は2名とし、会計の執行状況を監査する
- 3 役員は会計監査を兼務することはできない

【会計年度】

第27条 本会の会計年度は、当該年度の4月1日より始まり、翌年3月31日をもって終わる

【予 算】

第28条 各年度の予算は、会長が編成し、総会決議によって決する

【決 算】

第29条 各年度の決算は、会長が処理し、会計監査の監査を受けた上、総会で承認を求める

【会則の変更】

第30条 本会則を変更する場合は、総会に於いて出席者の4分の3以上の同意を得なければならない

【施行規則】

第31条 この会則の執行についての必要な事項は、総会でこれを定める

附 則

1. この会則は、平成14年4月1日から施行する。
2. この会則は、平成16年4月1日より施行する。
3. この会則は、平成18年4月1日から施行する。
4. この会則は、平成19年4月1日から施行する。
5. この会則は、平成20年4月1日から施行する。
6. この会則は、平成21年4月1日から施行する。
7. この会則は、平成22年4月1日から施行する。
8. この会則は、平成24年4月1日から施行する。
9. この会則は、平成25年4月1日から施行する。
10. この会則は、令和1年4月1日から施行する。